

# バイク・軽自動車の変更手続きについて

バイク・軽自動車を廃車・下取りに出した場合、変更手続きを行わないと引き続き課税され続けます。また、住所・名義変更の手続きを行わないと納税通知書が変更前の住所又は所有者へ送られることとなりますので、手続きを忘れないように気をつけてください。手続きについては、下記よりご確認ください。



**住所、名義を変更した場合は、  
バイク・軽自動車の手続きも必要です。**



## ■原動機付自転車(総排気量125cc以下)、小型特殊自動車

手続きの内容		手続きに必要なもの	手続き場所 (問い合わせ先)
1	登録 販売店から購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売店の販売証明書(または譲渡証明書)</li> <li>自賠責保険証 (期限が切れていないもの)</li> <li>窓口申請者の運転免許証・マイナンバーカード等</li> </ul>	南風原町役場 税務課 (098)889-4413  又は 他市町村役場
2	抹消 抹消の手続きを行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識交付証</li> <li>ナンバープレート ※紛失の場合は遺失物届受理番号票 ※盗難の場合は盗難事件受理番号票</li> <li>窓口申請者の身分証明書</li> </ul>	
3	住所変更 他市町村で登録した車両を <u>廃車手続き済みの場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃車証明書</li> <li>自賠責保険証 (期限が切れていないもの)</li> <li>窓口申請者の運転免許証・マイナンバーカード等</li> </ul>	
	他市町村で登録した車両を <u>廃車未手続きの場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識交付証</li> <li>自賠責保険証 (期限が切れていないもの)</li> <li>ナンバープレート</li> <li>窓口申請者の運転免許証・マイナンバーカード等</li> </ul>	
4	名義変更 廃車済の車両を 譲り受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃車証明書</li> <li>自賠責保険証 (期限が切れていないもの)</li> <li>窓口申請者の運転免許証・マイナンバーカード等</li> </ul>	
	廃車していない車両を 譲り受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識交付証</li> <li>自賠責保険証 (期限が切れていないもの)</li> <li>ナンバープレート</li> <li>窓口申請者の運転免許証・マイナンバーカード等</li> </ul>	

### 【17歳以下の方】

南風原町では所有者が17歳以下の場合、保護者の同意が必要になります。申請書に保護者氏名、印鑑、連絡先の記入が必要になります。※場合によっては電話確認をとります。

### 【注意】

※盗難、廃車、名義変更等の手続きは、お忘れがないよう早めに行ってください。

また、業者など代行者に依頼される場合は、必ず手続き完了の確認を行ってください。

※バイク・軽自動車は4月1日の持ち主に課税されます。手続き忘れ等ないようお気をつけてください。

軽自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車については、市町村役場で変更手続きを行うことはできません。下記の対象車両と手続き場所をご確認の上、事前に軽自動車検査協会または陸運事務所へ必要書類等についてお問い合わせください。

## ■軽自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車

対象		住所変更	名義変更	抹消	手続き場所 (問い合わせ先)
1	軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車検査証</li> <li>新住所の住民票 (3ヶ月以内のもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車検査証</li> <li>新名義人の住民票 (3ヶ月以内のもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車検査証</li> <li>ナンバープレート</li> <li>※紛失の場合は、遺失物届受理番号票</li> <li>※盗難の場合は、盗難事件受理番号票</li> </ul>	軽自動車検査協会 050-3816-3126
2	軽二輪車 (126cc～250cc) ※車検なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出済証</li> <li>新住所の住民票 (3ヶ月以内のもの)</li> <li>自賠責保険証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出済証</li> <li>新名義人の住民票 (3ヶ月以内のもの)</li> <li>自賠責保険証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出済証</li> <li>ナンバープレート</li> <li>※紛失の場合は、遺失物届受理番号票</li> <li>※盗難の場合は、盗難事件受理番号票</li> </ul>	陸運事務所 050-5540-2091
3	小型二輪車 (250cc超) ※車検あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車検査証</li> <li>新住所の住民票 (3ヶ月以内のもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車検査証</li> <li>譲渡証明書</li> <li>新名義人の住民票 (3ヶ月以内のもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車検査証</li> <li>ナンバープレート</li> <li>※紛失の場合は、遺失物届受理番号票</li> <li>※盗難の場合は、盗難事件受理番号票</li> </ul>	

※手続きの詳細については、各手続き先へお問い合わせください。

### 軽自動車検査協会

【電話】050-3816-3126

【住所】〒901-2134

沖縄県浦添市字港川512-12

【受付時間】 8:45～11:45

13:00～16:00

※土曜、日曜、祝日、年末年始は休業日



### 沖縄総合事務局 陸運事務所

【電話】050-5540-2091

【住所】〒901-2134

沖縄県浦添市字港川512-4

【受付時間】直接お問い合わせください。

※土曜、日曜、祝日、年末年始は休業日



※自動車についても、陸運事務所にて変更  
手続きが必要となります。

